

阿賀野市条例第10号

阿賀野市体育施設条例の一部を改正する条例

阿賀野市体育施設条例（平成16年阿賀野市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

阿賀野市分田体育館・グラウンド	阿賀野市分田955番地1
-----------------	--------------

別表第1中

「

17 阿賀野市山手体育館

区分	利用区分	使用料（円）	
			照明利用
競技場	30分	200	300

備考

使用料の照明利用欄は、施設の使用料と照明料の合計額とする。

（1から17施設の共通事項）

ア 利用時間が30分に満たない場合は、30分として計算する。

イ 利用時間には、利用の準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

ウ 屋内体育施設で施設の利用面積を区分できるものは、その使用面積に準じた使用料及び実費相当額とし、納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

エ 減免後の使用料の納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

オ 水原総合体育館、笹神体育館のトレーニングルーム使用料には、競技場（一般開放のみ）及びランニングコース利用を含む。

」

を

「

17 阿賀野市山手体育館

区分	利用区分	使用料（円）	
			照明利用
競技場	30分	200	300

備考

使用料の照明利用欄は、施設の使用料と照明料の合計額とする。

## 18 阿賀野市分田体育館

区分	利用区分	使用料（円）	
			照明利用
競技場	30分	150	200

### 備考

使用料の照明利用欄は、施設の使用料と照明料の合計額とする。

(1から18施設の共通事項)

ア 利用時間が30分に満たない場合は、30分として計算する。

イ 利用時間には、利用の準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

ウ 屋内体育施設で施設の利用面積を区分できるものは、その使用面積に準じた使用料及び実費相当額とし、納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

エ 減免後の使用料の納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

オ 水原総合体育館、笹神体育館のトレーニングルーム使用料には、競技場(一般開放のみ)及びランニングコース利用を含む。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

」